

外来対応医療機関の指定要件等

1 施設要件

- (1) 発熱患者等が他の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。
- (2) 必要な検査体制が確保されていること（自院での実施又はPCRセンター等の活用）。
- (3) 適切な感染対策が講じられていること。
- (4) 自院のかかりつけ及び相談のあった発熱患者等のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者の発熱等に対して、診療・検査可能である旨を周知すること。

2 周知に関する要件

次の(1)(2)のいずれかの方法で、地域で相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報（表1）を都道府県・保健所設置市、受診・相談センター、地域の医療機関間で共有すること。

- (1) 外来対応医療機関の管理者が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が自治体のホームページで掲示
- (2) 外来対応医療機関の管理者が指定の際に都道府県に報告し、都道府県が管内の保健所設置市、受診・相談センター、地域の医療機関等関係者に連絡

（表1）相談・診療・検査体制の整備にあたっての必要な情報

- ・ 医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・ 診療・検査対象となる患者
- ・ 実施内容（診療と検査いずれも対応可能か 等）
- ・ 診療・検査対応時間

3 機能要件

- (1) 管理者は、予め自院での対応時間等を示した範囲で、受診・相談センター等から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

自院のかかりつけ及び相談のあった発熱患者等のみを受け入れる場合は、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関に対して、予め自院での受入れ対象患者や対応時間等を示した範囲で、患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。

4 報告について

- (1) 外来対応医療機関は、指定されている期間中は、G-MISに日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、G-MISのID振り出しを国に要請している期間等、入力が困難な期間の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。